

シネシティ広場及び周辺区道での滞留者指導について

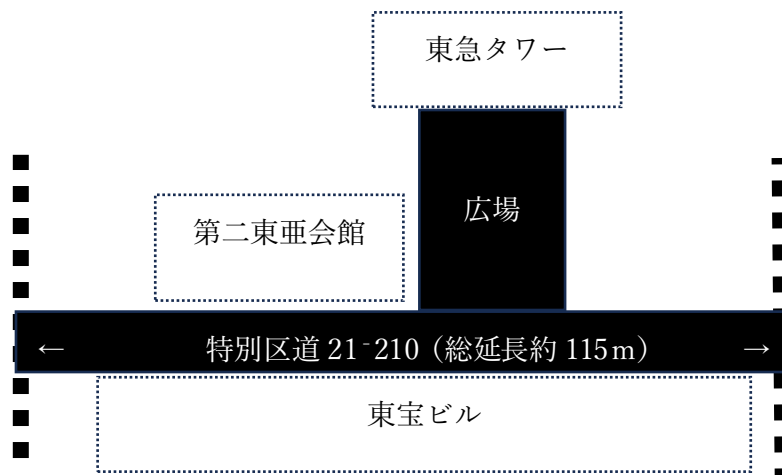
1 目的

区道上において、椅子、マットや段ボールなどを持ち込んで座り込む、もしくは寝そべるなどの下記写真のとおり一般の通行を阻害する行為がこれまでも指導を行ってきたが、収まらないため、区が警察と合同で指導を行いこうした行為を辞めさせることを目的とする。



2 指導期間：令和7年7月28日（月）から8月1日（金）まで（5日間）

3 指導範囲：特別区道21-340（シネシティ広場）及び特別区道21-210の区間



4 指導等従事者

- (1) 区側：危機管理担当部、文化観光産業部、環境清掃部、みどり土木部の各部管理職及び広場の定期清掃に従事するなど現状の状況に精通している職員を対象とする。
- (2) 警察側：新宿警察署（交通課の警官）

5 指導対象

特別区道 2 1 - 3 4 0（シネシティ広場）及び特別区道 2 1 - 2 1 0 の区道上に椅子、マットや段ボールなどを持ち込んで座り込む者もしくは寝そべる者

6 指導内容

椅子やマット、段ボールなどの物品を持ち込んで座り込む者もしくは寝そべる者に対し、この場所は、歩行者（もしくは車両）が通行する場所なので、こうした行為を辞め、物品はただちに除去するよう個別に指導する。

また、物品を除去しない場合には、氏名等を聞き取り除去するよう文書により勧告する。

7 指導の根拠法令

(1) 道路法

道路法 3 2 条道路の占用物件に当たらず認められない。よってみどり土木部職員で同法 71 条により命じられた道路監理員により同法監督処分に基づき撤去の命令を行うことができる。

(2) 新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例

区長は、路上等障害物（公共の場所の適正な利用を阻害する物件であって、容易に移動させることができるものをいう）を発見したときは、当該路上等障害物を設置し、又は放置した者に対し、これを除去するよう指導することができる。（第 5 条）

区長は、前条の規定による指導を受けた設置者等が更に路上等障害物を設置し、又は放置していると認めるときは、直ちにこれを除去するよう勧告することができる。（第 6 条）

(3) 道路交通法

何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまつていること（道路における禁止行為等 第 76 条 3 項、4 項）

8 滞留者指導計画

- (1) 実施時期：7月28日（月）から8月1日（金）
- (2) 実施回数：1日3回のサイクルで指導
 - 第1回指導9時30分開始
 - 第2回指導13時30分開始
 - 第3回指導16時00分開始
- (3) 指導体制：区の関係各部職員（管理職が中心に）が、指導2名、記録者1名、
勧告書発行担当1名（交通対策課職員）として従事する。また、警察官の立
ち合いは、常時2名。

※従事者シフトは、後日作成

※指導にあたっては、道路監理員を命ぜられたみどり土木部職員を必ず1名入れる

- (4) 指導記録（別紙指導記録参照）

違法性を明確にするために指導記録を作成し、悪質性、常習性など明らかにするため、

ア 指導相手の人定、状況、違反者の特定

イ 椅子やマットもしくは段ボールなど所持している者へは、指導の際、相手側（氏名
を聴取し）除去する書面（勧告書※）を手渡す

※勧告書の区の「路上障害物による通行の障害に関する条例」の第1号様式を使用

9 事前措置

指導実施前（約1週間程度）に現地に椅子、段ボールを置くことを禁ずる旨の通告文を掲
示する。

10 今後の対応

- (1) 5日間の指導後、滞留状況の結果及び指導成果の検証を行う。
- (2) 検証結果は関係各部と共有し、滞留結果に関わらず今後の対応方法について関係各部
で協議を行う。

事前指導		特記事項
7月25日 (金)	14:15 掃終了後に、通告看板7基を設置※1	・看板設置中に、道路上に、椅子、マット、段ボール等を設置は禁止である旨、リーダー格に口頭通告

指導日時		指導 総人数	内訳※2		特記事項
			①椅子等 で座る者	②それ以 外の者	
7月28日 (月)	9:30	10人	6人	4人	・10時ごろから滞留者が集まり始める（総数）16人 ・14時：滞留者25人は、東亜会館に座る ・椅子使用及び寝転がる者へ指導するも抵抗なく従う ・集団に対し時折、歩行者通路を開けるよう警察の指導に従う
	13:30	16人	8人	8人	
	16:30	28人	0人	28人	
	小計	54人	10人	40人	
7月29日 (火)	9:30	16人	3人	13人	・椅子等使用及び寝転がる者へ指導に抵抗なく従う ・10時：男性（成人）1名を生活福祉課へ案内 ・10時40分：未成年補導（警視庁） ・集団に対し、歩行者通路を開けるよう指導し従う ・14時：広場及び周辺の水消毒の定期清掃実施
	13:30	6人	0人	6人	
	16:30	17人	1人	16人	
	小計	39人	4人	35人	
7月30日 (水)	9:30	6人	4人	2人	・13時30分：公道外の第二東亜ビル内に8人滞留 ・椅子等使用者へ指導するも抵抗なく従う ・集団に対し歩行者通路を開けるよう指導し従う
	13:30	5人	0人	5人	
	16:30	9人	1人	8人	
	小計	20人	5人	15人	
7月31日 (木)	9:30	15人	0人	15人	・13時30分：公道外の第二東亜会館6人滞留
	13:30	1人	0人	1人	
	16:30	15人	0人	15人	
	小計	31人	0人	31人	
8月1日 (金)	9:30	1人	0人	1人	・台風接近による雨予報のため、新宿警察署の従事は、10時30分に終了 ・13時30分：雨のため路上0人。第二東亜会館7人、東宝ビル内でスナック菓子販売5人
	13:30	0人	0人	0人	
	16:30	0人	0人	0人	
	小計	1人	0人	1人	

※1 通告 広場及び公道に、椅子もしくはマットや段ボール等の物品を置くことを禁止します。発見した場合は、直ちにこれらの物品を除去していただきます。また、所有者が現地に不在の場合には、区が処分します。令和7年7月25日 新宿区 新宿警察署

※2 「①椅子等で座る者」とは、マットや段ボールを使用して座る者もしくは寝転ぶ者を

「②それ以外の者」とは、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつている者

※その他：椅子等の設置者に対しては、撤去に従ったため（2回指導した者1名）勧告書の発行は0枚

指導初日 1日目（7月28日 月曜日）

指導前（9時30分）



指導後（9時30分）



指導初日 1日目（7月28日 月曜日）

指導前（13時30分）



指導後（13時30分）



指導初日 1日目（7月28日 月曜日）

警察にる通行障害の指導状況（9時30分）



警察にる通行障害の指導状況（13時30分）



指導2日目（7月29日 火曜日）

指導前（13時21分）



指導前（13時21分）



指導2日目（7月29日 火曜日）

警察による通行障害の指導状況（13時50分）



道路清掃作業状況（14時21分）



指導3日目（7月30日 水曜日）

指導前（9時26分）



指導中（9時37分）



指導4日目（7月31日 木曜日）

指導中（9時41分）



指導中（9時40分）



指導4日目（7月31日 木曜日）

指導中（16時35分）



指導中（16時43分）



指導最終日 5日目（8月1日 金曜日）

